

# 被災者住宅応急修理事業について

議案 番号	8	資料 番号	1
防災課			

## 1. 被災者住宅応急修理事業の概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、「準半壊」以上の被害を受けた世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急修理について、市が工業者に修理を依頼し、費用を工業者に支払うものです。

この事業にあたり、災害救助法に基づく住宅の応急修理（国制度）及び新潟県独自の住宅の応急修理（県制度）の両方の制度を利用します。

	被災者住宅応急修理事業			〔参考〕被災住宅修繕等緊急支援事業 (1月専決予算による市単独事業)		
				被災住宅修繕等緊急支援事業		ブロック塀等撤去費助成事業
対象建物	住家			住家	非住家	その他
限度額	大規模半壊 国 70.6万円 県 100万円 計 170.6万円	半壊 国 70.6万円 県 50万円 計 120.6万円	準半壊 国 34.3万円 県 30万円 計 64.3万円	一部破損 20万円 (非住家のみは10万円)		10万円
補助率	10/10			1/2		
対象者	住宅の被害が「準半壊」以上の方			対象住宅等の所有者または所有者の親族		
対象工事 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>壊れた屋根・建具・基礎等にかかる応急修理</li> <li>傾いた柱の家起こしにかかる応急修理</li> </ul> ※市が工事を発注			<ul style="list-style-type: none"> <li>壊れた屋根・建具の修繕</li> <li>壊れた車庫・倉庫の修繕</li> </ul> ※申請者が工事を発注		<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック塀の撤去</li> <li>石灯籠の撤去</li> </ul> ※申請者が工事を発注
予算額	準半壊643千円×5件 = 3,215千円			200千円×250件 = 50,000千円		100千円×200件 = 20,000千円
申込期限	令和6年3月28日(木)まで			令和6年3月28日(木)まで		